

青森県報

号外第二十八号

平成三十一年
三月二十九日
(金曜日)

目次

規則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

訓令

○国民スポーツ大会準備室設置規程……………(人事課) ……二

○世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三

告示

○文書記号の一部改正……………(総務学事課) ……三

規則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の行政経営管理課の項の第十八号を削り、同条の総務学事課の項の第二十六号中「事務、公益認定等審議会及び行政不服審査会」を「事務及び公益認定等審議会」に改め、同条の税務課の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事。

第十三条の健康福祉政策課の項の第二十二号中「(を)及び地方独立行政法人評価委員会に関する事」を「(を)及び地方独立行政法人評価委員会に関する事」に改める。

第十三条の二の新産業創造課の項の第四号中「工業標準化」を「産業標準化」に改める。

第十四条の農林水産政策課の項の第十六号中「農政審議会」の下に「及び地方独立行政法人評価委員会」を、「(こと)の下に」(地方独立行政法人評価委員会に関する事務中農林水産政策課の分掌に係る事務に限る。)を加え、同条の構造政策課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、同項の第二十号中「農業の機械化及びオペレーターの養成」を「農業安全対策の推進」に改め、同号を同項の第十九号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第二十二号を第二十一号とする。

第二十条第三項中「(企画調整課に係る事務を整理するとともに)」を削り、「交通政策課及び広報広聴課」を「企画調整課、地域活力振興課、情報システム課及び統計分析課」に、「地域活力振興課、情報システム課及び統計分析課」を「交通政策課及び広報広聴課」に改める。

第三十条第二項中「事務に」を「事務及び軽自動車税の環境性能割に関する事務に」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第三十二条第二項中「事務に」を「事務及び第三号に掲げる事務に」に改め、同項に次の一号を加える。

三 軽自動車税の環境性能割に関する事。

別表第六青森県地方独立行政法人評価委員会の項を削り、同表青森県社会福祉審議会

の項の次に次のように加える。

青森	地方独立行政法人法(平成十五	委員	学識	五人	二年	委員	健康
----	----------------	----	----	----	----	----	----

県地 方独 立行 政法 人評 価委 員会	年法律第百十八号) 第十一条第 二項の規定により次に掲げる事 務をつかさどる。 一 地方独立行政法人法第八条 第四項、第二十五条第三項、 第二十八条第四項、第三十条 第二項、第四十二条の二第五 項、第四十四条第二項、第四 十九条第二項(同法第五十六 条第一項において準用する場 合を含む。)、第六十七条第 二項、第七十八条第四項、第 七十九条の二第二項、第一百八 条第二項及び第一百十二条第二 項の規定により知事に意見を 述べること。 二 地方独立行政法人法第七十 八条の二第一項の規定により 公立大学法人の業務の実績を 評価すること。 三 地方独立行政法人法第七十 八条の二第四項の規定により 公立大学法人に勧告するこ と。 四 その他地方独立行政法人法 の規定によりその権限に属さ せられた事項を処理するこ と。	長 委員 を有 する 者	以内	の互 選 課 政策
--	---	--------------------------	----	--------------------

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十三条の二の新産業
創造課の項の第四号の改正規定は同年七月一日から、第十一条の税務課の項、第二十

条第二項及び第三十二条第二項の改正規定は同年十月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

国民スポーツ大会準備室設置規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

国民スポーツ大会準備室設置規程

(設置)

第一条 企画政策部に国民スポーツ大会準備室(以下「準備室」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 準備室は、第八十回国民スポーツ大会の開催準備に関する事務を所掌する。

(準備室の職等)

第三条 準備室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、準備室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 準備室に必要な応じ室長代理、総括副参事、副参事、総括主幹、総括主幹専
門員、主幹、主幹専門員、主査、主任専門員及びその他の職員を置く。

2 室長代理は、上司の命を受け、室長を補佐し、準備室の事務を整理するとともに
準備室の所掌事務のうち室長が特に命じた重要な事項を掌理する。

3 総括副参事は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る特に重要な事項につい
て企画、調査及び立案を行う。

4 副参事は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る重要な事項について企画、
調査及び立案を行う。

5 総括主幹は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立
案に当たる。

5 総括主幹は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立
案に当たる。

5 総括主幹は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立
案に当たる。

5 総括主幹は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立
案に当たる。

5 総括主幹は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立
案に当たる。

5 総括主幹は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立
案に当たる。

- 6 総括主幹専門員は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。
- 7 主幹は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

8 主幹専門員は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

9 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

10 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

11 その他の職員は、上司の命を受け、準備室の事務に従事する。

(準備室の担当次長等)

第五条 企画政策部の次長のうち交通政策課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、準備室に係る事務を整理する。

2 企画政策部の報道監のうち準備室に係る事務を整理する次長の職にある者をもって充てられる報道監は、準備室の広報及び広聴に関する事務を総括整理する。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令

世界文化遺産登録推進室設置規程（平成二十七年十一月青森県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「地域活力振興課」を「企画調整課」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百十九号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百二十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1の表世界文化遺産登録推進室の項の次に次のように加える。

国際スキー大会開催地

青森県

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭